

令和7年4月1日 改訂

# 市川市南行徳地域共生センター 利用の手引き



市川市 地域共生課

## 1. 市川市南行徳地域共生センターについて

### ●はじめに

#### 「市川市南行徳地域共生センター」とは

市川市地域共生センターは、地域共生社会の理念に基づき、社会参加と介護予防の取り組みを行うことで、地域共生社会の実現を目指す施設です。

当館は、そのモデル施設として、市川市南行徳老人いきいきの家(いきいきセンター南行徳)を改修して誕生しました。

#### ※「地域共生社会」

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを言います。

### 基本理念

市川市南行徳地域共生センターは、地域共生社会の実現に資する活動に取り組む団体や地域の方々が利用する施設です。

団体のさまざまな取り組みや個人の利用を通じて、当センターが地域の方々の居場所となり、地域交流の生まれる場となることを目指していきます。

また、当センターは地域共生社会の実現を目指すための本市のモデル施設です。

利用者で構成する協議会で話し合い、地域に必要とされる取り組みや施設のあり方等を模索しながら、運営を進めていきます。



## 2. 施設の基本情報

市川市南行徳地域共生センター	
所在地等	住所:市川市香取1丁目17番18号 構造:鉄筋コンクリート造 2階建て 電話:047-357-1104
開館時間	開館日: 毎週火曜日～日曜日 休館日: 月曜・祝日・年末年始 開館時間:午前9時～午後5時 ※毎週木曜日は市主催事業実施のため、午後8時まで開館を予定。
利用料	無料

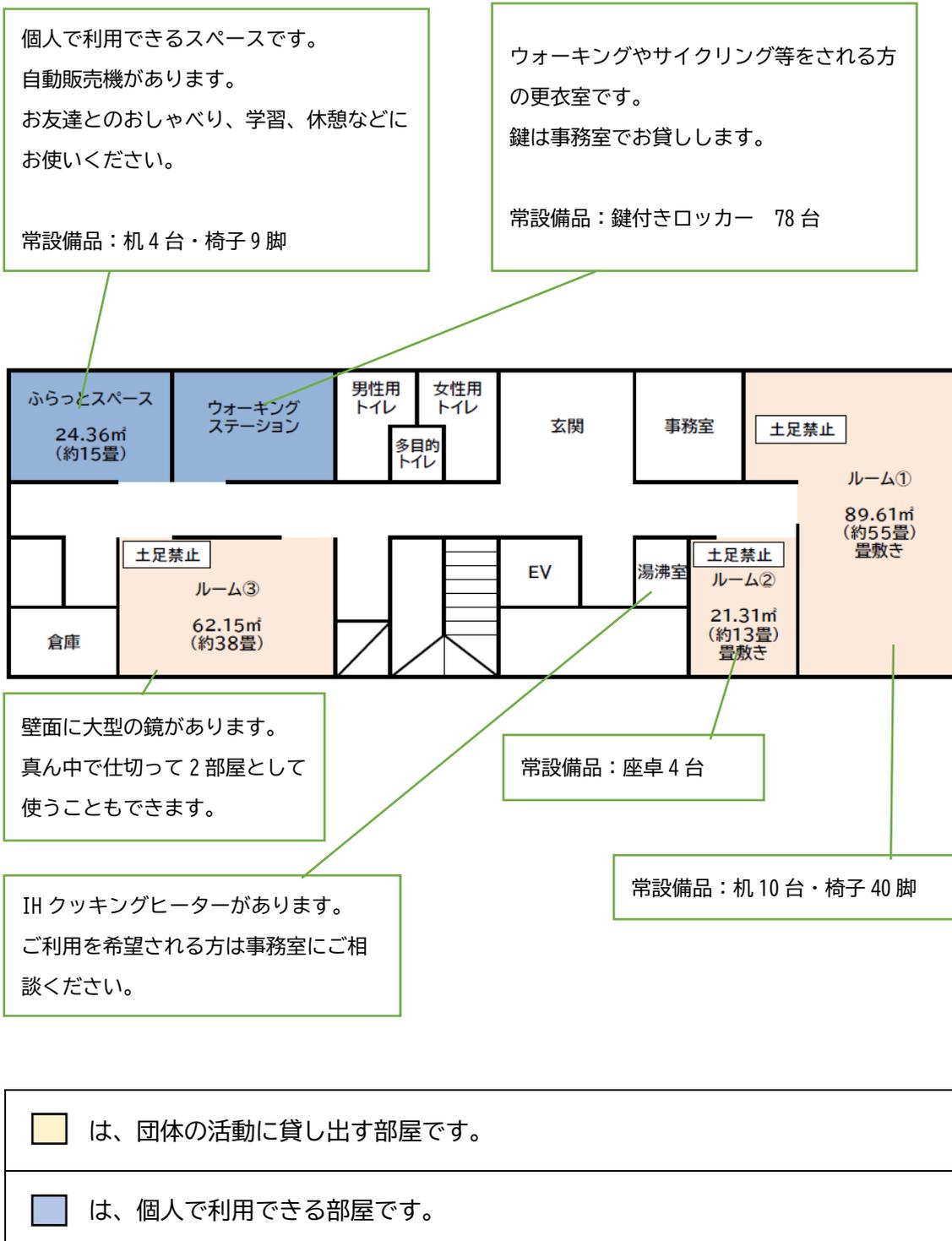
## 3. 利用方法

団体利用と個人利用があります。

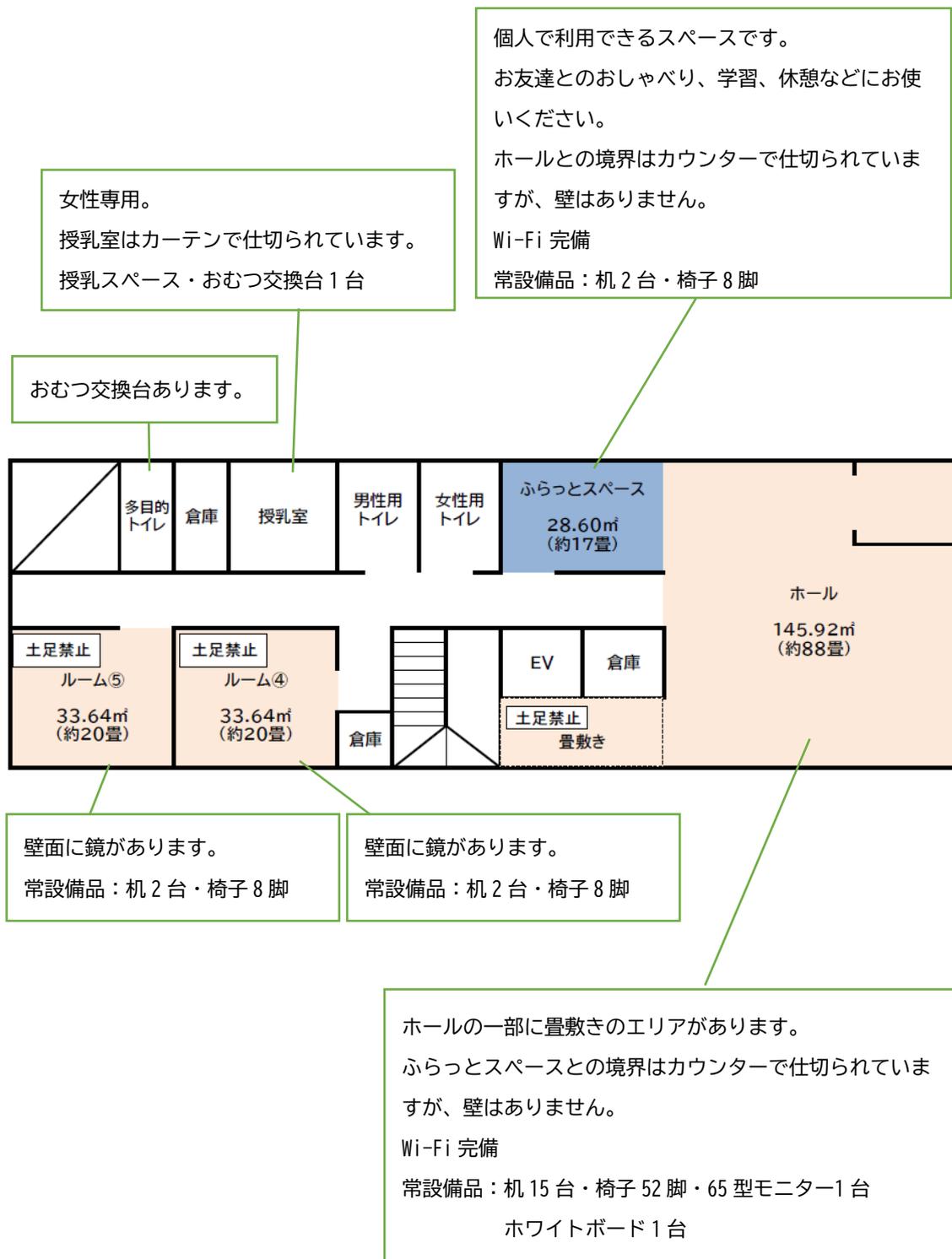
	団体利用	個人利用
できること	地域共生社会の実現に寄与する活動 (居場所づくりに関する活動、 地域交流に関する活動 等)	下記部屋を個人で利用できます
利用できる 部屋	ルーム①②③④⑤ ホール	ふらっとスペース①② ウォーキングステーション
利用できる 方	上記活動を行う団体	市川市内にお住いの方 市川市内に勤務されている方 市川市内の学校に通学されている方
掲載ページ	5～9ページ	10～11ページ

## 4.フロアマップ

### 1階



## 2階



※机・椅子を他の部屋から移動して使用したい場合は、事前に事務室にご相談ください。

## 5. 団体利用

### ■利用できる団体

次の条件すべてに合致する団体が利用できます。

- (1) 活動内容が地域共生社会の実現に寄与する活動であること ※1
- (2) 地域に開かれた活動であること ※2
- (3) 当センターで行う事業が営利目的でないこと(参加費等は実費程度のものは可)
- (4) 政治的、宗教的な活動でないこと
- (5) 利用者で構成する協議会に参加すること ※3

※1 地域共生社会の実現に寄与する活動例 (一例に過ぎません)

<input type="checkbox"/> 居場所づくりに関する活動	<input type="checkbox"/> 学習支援に関する活動	<input type="checkbox"/> 就労支援に関する活動
<input type="checkbox"/> サロン活動	<input type="checkbox"/> 健康体操	など

地域共生社会の考え方をご理解いただくうえで、下記のサイトが参考になります。施設をご利用になる前に、ぜひご覧ください。



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

※2 固定メンバーだけの活動でないこと、原則として参加希望者は属性を問わずに受け入れること、地域や他団体との交流を行うこと など

※3 協議会とは、当センターの利用者で構成する会であり、センター内での取り組みや施設のあり方等を協議する場です。

□市等が実施する地域の担い手となりうる研修や講習について、1つ以上受講することをご検討ください。受講リストは決定通知と一緒にお渡しします。(ただし、受講は任意です)

## ■団体利用を開始する時の手順

### STEP1

#### 施設の利用を検討する

○地域共生課にお問い合わせください。

地域共生課 :047-712-8518

○担当相員より、活動内容をお聞きします。

※施設の趣旨や理念と合わない場合には、ご利用できないことがあります。

### STEP2

#### 申請書等を提出する

○使用許可申請書及び添付書類を、地域共生課または南行徳地域共生センターへ提出します。

添付書類は次のとおりです。(任意書式) ※ ◎必須 ○ある場合のみ

◎活動計画書・・・団体名・代表者・連絡先・活動目的・活動内容等の書かれたもの

◎日程表・・・・・・実施希望日・活動内容・参加見込み数の書かれたもの

◎団体名簿・・・・・・代表者等役員は、氏名・住所・連絡先を記載。

その他の会員は氏名・住所(町名まで)を記載。

○会則

### STEP3

#### 利用及び利用日の決定

○代表者の方へ、使用許可書及び確定した日程表を郵送または施設窓口経由でお渡しします。

### STEP4

#### 利用開始

○初回来館時に使用許可書をお持ちください。

○退館時に窓口に提出していただく利用報告書(団体名、利用時間、利用人数を記載するもの)をお渡しします。

## STEP5

### 利用後

↓ ○毎回退館時には利用報告書を提出してください。

## STEP6

### 活動が完結したときまたは四半期ごと

○許可された活動が完結したときは、活動完結月の翌月 15 日までに活動報告書（様式あり）を窓口に出してください。

○四半期で予約をしている団体は、利用最終月の翌月 15 日までに活動した四半期の活動報告書（様式あり）を窓口に出してください。

#### ■継続して利用する時の手続き

##### □提出する書類

年度内最初の申請時（通常予約で申請する場合は1月）

・使用許可申請書（様式3号） ・日程表 ・計画書 ・団体名簿 ・**団体会則**

※**網掛け**の書類は、ある場合のみで構いません。

年度内2回目以降の申請時（通常予約で申請する場合は4月、7月、10月）

・使用許可申請書（様式3号） ・日程表 ・**計画書** ・**団体名簿** ・**団体会則**

※**黒字**の書類をご提出ください。

※**網掛け**の書類は、初回申請または年度内最初の申請のときから、変更があった場合のみ提出してください。

年度内2回目以降の申請時期は、後述の【施設予約スケジュール表】でご確認ください。

#### ■利用時間

□利用できる時間は、原則 1 コマ 2 時間です。

2時間を超える活動をされる場合はご相談ください。

□利用時間は、準備・後片付けも含めた時間です。

□利用時間帯を超えた利用が必要な場合はご相談ください。

#### ■利用回数

□月の利用回数は、原則4コマまでです。

□利用回数を超えた利用が必要な場合はご相談ください。

## ■予約について

### 通常予約

- 予約は四半期ごとに受け付けます。
- 予約受付期間は、利用したい四半期の前四半期の最初の月の1日～15日までです。
  
- 予約は、「使用許可申請書」に希望する日時を記した「日程表」を添付して、南行徳地域共生センターまでご提出ください。15日必着です。
  
- 希望日時が重複する場合は、各団体へ市が連絡の上調整を行います。調整できない場合は抽選での決定となります。
- 使用許可書及び決定した日程は、予約受付月の末日までに、代表者あてに郵送するか、施設窓口の職員を経由してお渡しします。
- 利用日には、使用許可書をお持ちください。

### 施設予約スケジュール表

予約月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
予約受付期間	1月1日～ 1月15日	4月1日～ 4月15日	7月1日～ 7月15日	10月1日～ 10月15日
日程調整・抽選	1月中旬	4月中旬	7月中旬	10月中旬
予約日時確定	1月末	4月末	7月末	10月末
随時予約	2月1日以降に 予約可能 2月～6月分	5月1日以降に 予約可能 5月～9月分	8月1日以降に 予約可能 8月～12月分	11月1日以降に 予約可能 11月～3月分

### 随時予約

- 受付期間を過ぎた場合は、直近の四半期及び次の四半期で空きのある部屋を随時予約することができます。

#### 【随時予約の例】

1月1日～1月15日の申請期間に、4月～6月までの予約申請を行わなかったとき。  
2月以降に、2月～6月までの空いているコマを随時予約可能です。

## 追加予約

□月4回を超えて利用したい場合は、施設の職員にご相談ください。限度は月に+8コマ程度まで(計月12コマ程度)。

所定の申請期間に提出された団体の利用スケジュールが確定した後、空きのある部屋については追加で予約することができます。

ただし、多くの方に平等に利用してもらうため、新規の利用団体の活動希望日と被った場合などは、申請後でも調整をさせてもらうこともありますので、ご了承ください。

□まずは通常予約または随時予約を済ませてください。

### (例)4月～6月に毎月10回利用したい場合の手順

- ① 1月1日～1月15日の所定の申請期間に、4月～6月の毎月4回分の申請書類を提出。
- ② 1月末までにすべての団体の調整が終わり、4月～6月の利用スケジュールが確定する。
- ③ 2月に、4月～6月の空いている部屋を毎月6回分追加で予約する。
- ④ ①で予約した毎月4回分と③で追加した毎月6回分を足して毎月10回分となる。

※①の時点で毎月4回を超えて申請することはできません。

## ■予約の例外

□次の活動については、3か月以上の単位で部屋を先抑えすることがあります。ご承知おきください。

○市の主催講座やイベント等

○市が共催や後援等を行う事業やイベント等

○市が地域共生社会を目指す取り組みとして特に有効性が高いと判断した事業等

## 6. 個人利用

### ■個人利用とは

市川市地域共生センターは、個人で利用することもできます。

### ■利用方法

個人利用では、次のことができます。

#### ふらっとスペースの利用

ふらっとスペースは、個人で利用できる地域の方に開放した部屋です。  
1階と2階にあります。

#### ウォーキングステーションの利用

旧江戸川沿いの散策やサイクリングなどの拠点として活用できます。鍵付きのロッカーを利用することができます。

### ふらっとスペースとは

個人で利用できる地域の方に開放するスペースです。

お友達とおしゃべり、学習、休憩など、自由にご利用いただけます。

1階のふらっとスペースには、飲料の自動販売機があります。

2階のふらっとスペースは、Wi-Fi を完備しており、団体利用の部屋であるホールと同じ空間にあります。

利用に際しては、みなさん譲り合ってご利用ください。

### ■利用できる方

個人利用できる方は次のとおりです。

- (1) 市川市内に住所のある方
- (2) 市川市内に勤務されている方
- (3) 市川市内の学校に通学されている方

### ■利用に際して

初回利用時に、使用登録申請が必要です。

本人確認および市内在住・在勤・在学が分かるものを提示してください。

小学校入学前のお子さんは、保護者同伴で利用して下さい。

中学生以下の方は、申請する際に保護者の方の了承を得るようにしてください。

## ■個人利用の手順

### STEP1 初回利用時

#### 使用登録の手続きをする

○本人確認書類を窓口で提示してください。

##### 本人確認書類

市内在住の場合：マイナンバーカード、住民票、運転免許証、保険証、障害者手帳、在留カードなど居住の分かるもの

市外在住の場合：上記いずれの他、市内在勤・在学が分かる社員証または学生証

○施設使用登録証として入館カードを発行します。

#### 《お子さまの利用に関するお願い》

##### ○小学校入学前のお子さま

保護者の方同伴でのご利用となります。

保護者の方とともに使用登録申請をしてください。

##### ○小学生、中学生のお子さま

申請者欄は保護者の方がご記入いただきますようお願いいたします。

お子さまだけでお見えになった場合は、窓口で使用登録申請書をお渡ししますので、ご自宅でご記入をお願いします。提出はお子さまだけでも大丈夫です。

### STEP2

#### 開館日であれば、いつでもご利用いただけます

○入館時は、1階受付で「入館カード」を提示し、受付簿に「カード No」と「入館時刻」を記入してください。

○帰宅時は、1階受付の受付簿に「退館時刻」を記入してください。

## 7. 利用の取り消しや制限

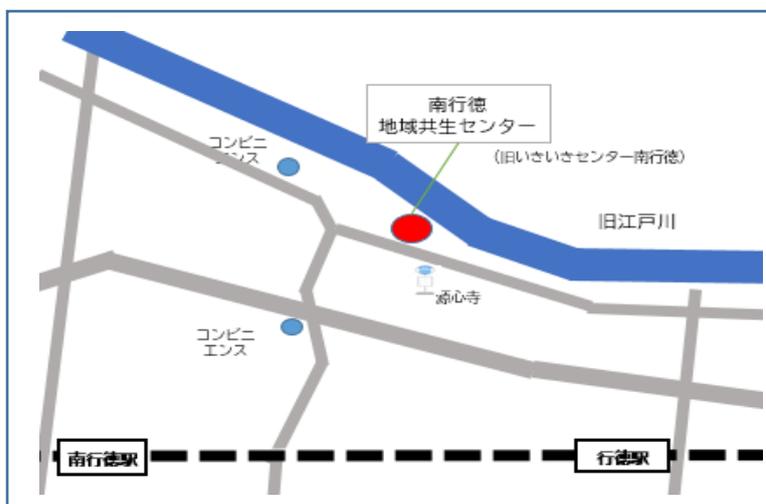
施設の利用にあたり、次の事項に該当する場合は、利用の停止、許可の取り消し、または、退館を命じることがあります。

- 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- 利用の目的に違反したとき。
- 登録または許可に際して付された条件に違反したとき。
- 条例や規則に違反したとき。
- 管理運営上支障があるとき。

## 8. 注意事項

- 利用にあたっては、利用条件や注意事項を必ずご確認ください。
- センター内で飲酒、喫煙はできません。
- センター内での飲食は可能ですが、使用後のごみ(缶、ビン類、弁当の箱等)はお持ち帰りください。
- 各部屋の机や椅子などの備品は、許可なく別の部屋へ移動することはできません。
- 許可なく施設内の壁や窓等にポスター・看板等を貼り付けることや、チラシを配布することはできません。
- 事業内容によっては、保健所等への届出または許可が必要となる場合があります。利用者は、利用日当日までに必要な手続きをお済ませください。
- 高圧ガス、灯油等の危険物や、騒音・振動・高熱・臭気。燻煙等を発するもののお持ち込みはできません。
- 発生したごみを含め、お持ち込みの物品は、利用者がお持ち帰りください。
- 施設や付帯備品、貸出し備品等は大切にご利用ください。破損したり、紛失したときは、実費弁償していただくことがあります。
- 施設管理上、職員が室内に入ることがありますので予めご了承ください。

## アクセスマップ



住所 〒272-0141 千葉県市川市香取1丁目 17 番 18 号  
電話 047-357-1104

### 電車でお越しの方

行徳駅から徒歩約 20 分  
南行徳駅から徒歩約 25 分

### バスでお越しの方

京成トランジットバス「源心寺」から徒歩1分

### 自転車・バイクでお越しの方

センター敷地内の駐輪場をご利用いただけます。

### 自動車でお越しの方

駐車スペースは団体利用者専用です。  
個人利用の方は公共交通機関をご利用ください。